

臨床研修歯科医の皆様へ

日本歯科医師会 入会のご案内

～歯科医師としての歩みを充実させるために～

日本歯科医師会
www.jda.or.jp

「生きる力」を支える。

美味しく安全に食べる、そして楽しい会話の場を持つ。人が充実した人生をおくるには口と歯の健康が必須です。われわれ歯科医師は、国民の口と歯の健康を支えるため、日々歯科診療に従事しています。

日本歯科医師会は「歯科医師である限り、生涯をかけて、共に学びあう組織」であります。共に学びあい、国民の健康の保持・増進に貢献することで公益的な役割を果たしています。

このたび日本歯科医師会では、臨床研修歯科医の皆さんに、まずは歯科医師会の活動等を理解していただくことを目的として、臨床研修歯科医向けの第6種会員*を設けました。

この機会にぜひ日本歯科医師会に入会いただき、私たちと共に仲間として学びあい、歯科医療のさらなる発展、国民の健康保持のため一緒に活動していただきたいと思います。

***第6種会員は入会金5,000円のご負担のみで、会費は不要です。第6種会員の入会機会は歯科医師法に基づく臨床研修に入った年度のみで、翌々年度まで会員籍を継続することができます。**

日本歯科医師会に入会すると……

1

豊富な学術情報の提供が受けられます。

日本歯科医師会では、国民の生活を支える歯科医療の提供をめざし、必要とされる知識や技術の向上を図るべく生涯研修事業(E-システム)を行っています。急激に変わっていく社会状況の中、我々歯科医師に対する要望も多様化してきており、さらにその要望に対応する責務も高まっています。すべてのライフステージ、生活状況に合った歯科医療を施すためには、広い知識と高い技術の習得が必要であり、その学術的なサポートとして日歯会員はE-システムを利用しています。

生涯研修事業の実施(JDA E-system)

生涯研修事業の大きな柱として、会員向け生涯研修セミナーの実施、日歯生涯研修ライブラリーの制作、日本歯科医師会雑誌の発行などがありますが、このE-learningを利用してすべてを閲覧・受講することが可能です。まさに歯科医師臨床研修の目的である、患者中心に全人的医療を理解し、すべての歯科医師に求められる基本的な診療能力を身に付けるための最高の研修アクセス環境が用意されています。



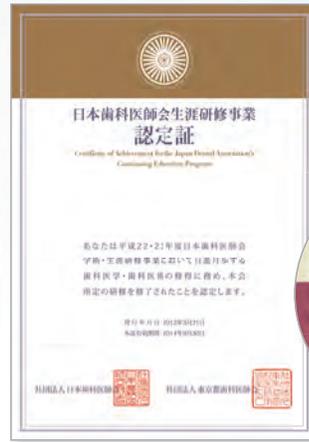
- 生涯研修セミナーでは、国民の生活を支える歯科医療を主たるテーマとして、1演題2時間の講演会を年間6本プログラムしています。臨床医学を総論的に網羅した内容は、国民の求める歯科医療の実践のための基礎をなすものです。
- 日歯生涯研修ライブラリーは臨床医の求める歯科に直結した技術と知識のスキルアップを目指した短編で構成されています。
- 日本歯科医師会雑誌は、日本歯科医師会が発行する学術雑誌として、歯科医療のみならず、歯科医療を取り巻く社会にも目を向けた、歯科医療人として必要な情報を得ることができます。
- 特に女性会員にとっては、育児、介護、家事等により研修会に出席できない場合でも、E-システムの豊富なライブラリーから研修いただくことにより、単位取得が可能です。



生涯研修事業修了証



院内掲示用
ステッカー



生涯研修事業認定証



院内掲示用
ステッカー

- 所定の修了・認定条件達成者には生涯研修事業「修了証」または「認定証」および「院内掲示用ステッカー」が交付されます。

これらはバックナンバーを含めすべて会員向けHPから閲覧することが可能で、その視聴覚教材数は247本を超え、その内容はすべての歯科医療分野を網羅するだけでなく取り巻く環境に対応したものも含まれており、日常の臨床だけでは経験できないテーマについての研修に役立つものと考えます。

各種講習会(一例)

本会では都道府県歯科医師会の協力のもと、

- 歯科医療従事者に対する感染症予防講習会(厚生労働省公募事業)
 - 歯の健康力推進歯科医師等養成講習会(厚生労働省公募事業)
 - 産業歯科医研修会
 - 産業医学講習会(受講すると国家資格「労働衛生コンサルタント」の一次試験(筆記)が免除されます。)
- 等を毎年、全国数か所で開催しています。

2

最新の保険診療に関する 正確な情報を迅速に受けられます。

- 診療報酬改定の際には、中医協での議論や厚生労働省との議論を踏まえて、必要な情報を正確に且つ迅速に提供します。
- 社会保険歯科診療報酬点数早見表、薬価基準による歯科関係薬剤点数表、各種情報提供用文書、院内掲示ポスター等を作成し、全会員に提供します。

- 歯科用貴金属材料の随時改定などにも即応し、臨床をサポートする資料の作成や見直しを行っています。
- 都道府県歯科医師会を通じて寄せられた診療や請求に関するご質問についても、必要な確認を行って回答しています。

3

変化する関係法令 (医療法等)を学べます。

歯科医療に関係する法令の改正について、歯科診療所が対応しなければならない事項をいち早く情報提供します。

(一例)

- 歯科診療所における医療安全を確保するために
～医療法改正によって義務付けられた指針・手順書・計画の編集例について～
- 歯科医院のための個人情報保護法 Q & A
～個人情報の取得・利用から管理・開示までの対応～
- 院内掲示用ポスター(個人情報保護方針、個人情報の利用目的)

日々刻々変化する歯科情報を会員向けHPからお届けいたします。



日本歯科医師会雑誌



日歯広報



日本歯科医師会HPメンバーズルーム

日本歯科医師会雑誌(毎月)及び日歯広報(毎月「5」の付く日)等の提供

- 機関誌「日本歯科医師会雑誌(年12回)」及び機関紙「日歯広報(月平均3回・年30回)」並びに「日歯メールマガジン(毎週月曜日)」を発行し、種々の情報を会員向けHPから提供しています。また、これら機関誌(紙)等は、バックナンバーも閲覧できます。
- 会員向けHPでは、過去の学术论文等の検索も可能であるとともに、日本歯科医師会のさまざまな会務の情報を得ることができます。

臨床研修から就業までの会員種別

臨床研修歯科医



第6種会員

就業

①開業された場合
②第1種会員がいない歯科診療所等に勤務された場合

既に第1種会員^(※3)がいる歯科診療所等に勤務された場合

①大学・大学附属病院等(医育機関)に勤務された場合
②公務員として勤務された場合

病院歯科・研究機関・介護老人保健施設等に勤務された場合

郡市区歯科医師会及び
都道府県歯科医師会に正会員として入会

正会員は代議員・役員選挙の選挙権および被選挙権があります。

第1種会員

第2種会員

歯科診療所、病院、医育機関、介護老人保健施設の開設者・管理者・歯科責任者等である歯科医師

①歯科診療所等の勤務歯科医師(後継者、代診等)ただし、同一診療所等内に第1種会員^(※3)がいるものとする

②公務員である歯科医師、医育機関・病院(病院歯科)・介護老人保健施設等の勤務歯科医師(ただし、資格確認として所属機関発行の在職証明書を毎年提出)

都道府県歯科医師会に準会員として入会
または
日歯直轄準会員として入会

第3種会員^(※2)

公務員である歯科医師、医育機関・病院(病院歯科)・介護老人保健施設等の勤務歯科医師、研究機関に勤務し診療に従事しない歯科医師(ただし、資格確認として所属機関発行の在職証明書を毎年提出)

第4種会員

第5種会員

診療に従事しなくなった元正会員及び元第3種会員
診療に従事しなくなった元終身会員

*1 及び *2 資格確認として所属機関発行の在職証明書を毎年提出

*3 終身会員を除く

この第6種会員は平成25年4月以降に歯科医師法に基づく臨床研修に入る歯科医師を対象としており、入会の機会は当該臨床研修期間のみです。

入会申込みは平成25年4月1日より受付いたしますので、入会を希望される方は下記までご連絡ください。

日本歯科医師会
会計・厚生会員課(厚生会員部門)

☎ 03-3262-9323

正会員(第1種会員・第2種会員)入会についてのお問い合わせは各都道府県歯科医師会(下記)までご連絡ください。

北海道歯科医師会	011-231-0945
青森県歯科医師会	017-777-4870
岩手県歯科医師会	019-621-8020
秋田県歯科医師会	018-865-8020
宮城県歯科医師会	022-222-5960
山形県歯科医師会	023-632-8020
福島県歯科医師会	024-523-3266
茨城県歯科医師会	029-252-2561
栃木県歯科医師会	028-648-0471
群馬県歯科医師会	027-252-0391
千葉県歯科医師会	043-241-6471
埼玉県歯科医師会	048-829-2323-7
東京都歯科医師会	03-3262-1146-9
神奈川県歯科医師会	045-681-2172
山梨県歯科医師会	055-252-6481
長野県歯科医師会	026-227-5711
新潟県歯科医師会	025-283-3030
静岡県歯科医師会	054-283-2591
愛知県歯科医師会	052-962-8020
三重県歯科医師会	059-227-6488
岐阜県歯科医師会	058-274-6116
富山県歯科医師会	076-432-4466
石川県歯科医師会	076-251-1010-1
福井県歯科医師会	0776-21-5511
滋賀県歯科医師会	077-523-2787
和歌山県歯科医師会	073-428-3411
奈良県歯科医師会	0742-33-0861
京都府歯科医師会	075-812-8020
大阪府歯科医師会	06-6772-8882-6
兵庫県歯科医師会	078-351-4181-8
岡山県歯科医師会	086-224-1255
鳥取県歯科医師会	0857-23-2621
広島県歯科医師会	082-241-5525
島根県歯科医師会	0852-24-2725
山口県歯科医師会	083-928-8020
徳島県歯科医師会	088-631-3977
香川県歯科医師会	087-851-4965
愛媛県歯科医師会	089-933-4371
高知県歯科医師会	088-824-3400
福岡県歯科医師会	092-771-3531
佐賀県歯科医師会	0952-25-2291
長崎県歯科医師会	095-848-5311
大分県歯科医師会	097-545-3151-2
熊本県歯科医師会	096-343-8020
宮崎県歯科医師会	0985-29-0055-6
鹿児島県歯科医師会	099-226-5291
沖縄県歯科医師会	098-877-1811



日本歯科医師会

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-20